

あわら市子どもの遊び場
基本設計業務に関する
公募型プロポーザル実施要領

令和6年10月
あわら市

あわら市子どもの遊び場基本設計業務に関する 公募型プロポーザル実施要領

1 公募型プロポーザル実施の目的

あわら市には、トリムパークかなづや北潟湖畔公園など、さまざまな子どもが遊べる場所があり、多くの親子連れが利用しているところである。しかしながら、雨や雪などの悪天候時や、近年の猛暑期間は、安全かつ安心して屋外で遊べる場所が少ない現状である。

屋内で遊べる場所については、休校利活用における地元団体実施の遊び場や、アフレア2階など、市内にはまだまだ少なく、子どもたちを遊ばせるには十分な環境を提供できていない状況である。

複合福祉施設は平成22年度に耐震補強を実施し、1階をこども園、2階を子育て支援センターに用途を変え、運用してきたところであり、その実績を最大限活かし、あわら市の子ども・子育てのランドマークとすべく、主に3階部分に全天候型の子どもの遊び場を整備することとなった。それに伴い、保護者のニーズや子どものニーズを調査した上で、近隣にはないコンセプトや機能をもった、多くの子どもが楽しめる場として整備すべく、『あわら市子どもの遊び場整備基本計画』を策定した。

本公募型プロポーザルは、『あわら市子どもの遊び場整備基本計画』に定めたコンセプトや各種機能等を体感できる施設であるとともに、保護者も満足できる空間・意匠とするため、基本設計について広く企画提案を募集し、柔軟かつ高度な発想力を有する提案者を当該業務の受託候補者として選定することを目的とする。

2 業務の概要

- (1) 業務名 あわら市子どもの遊び場基本設計業務
- (2) 業務箇所 あわら市 国影 地係
- (3) 業務内容

主な業務内容については、以下のとおりであるが、詳細については、別に示す「基本設計業務仕様書」（以下「仕様書」という。）を参照すること。

- ① 遊び場整備にかかる基本設計書及び設計報告書の作成
- ② 建物全体の大規模修繕等にかかる検討書類の作成

- (4) 委託料上限額

当業務は、7, 810千円を上限とする。（消費税及び地方消費税相当額を含む）

3 提案の範囲等

- (1) 本プロポーザルにおける提案/審査対象は「**2-(3)-①遊び場整備**」にかかる内容とする。
- (2) 提案エリアについては「あわら市子どもの遊び場整備基本計画」を参照すること。
- (3) 提案内容の改修、什器備品等を含んだ金額上限は350, 000千円（税込）とする。

4 設計等の概要

- (1) 遊び場整備について

基本的な考え方は「様々な体験を通じて、子どもたちの知的好奇心を引き出す空間」を整備することとし、必要とする主な機能は以下のとおりとする。

- ① 遊び機能
- ② 創作・体験機能
- ③ 休憩機能
- ④ 子育て支援機能
- ⑤ 管理・事務機能

(2) 大規模修繕等について

現時点において具体的な工事範囲、想定工事費は未定であるため、施設の現況及び建築年度や過去の修繕・改修等の内容を精査し、建物全体の長寿命化の詳細設計に必要な修繕・改修内容の検討を行うこと。また、材料、工法選定ならびに経済比較を行うこと。
なお、大規模修繕等についてはプロポーザル審査対象とならないが、本業務で実施し成果として求めるものであるため留意すること。

- ① 防水工事
- ② 建具工事
- ③ シーリング工事
- ④ 外壁工事
- ⑤ 内部工事
- ⑥ 電気工事
- ⑦ 空調・給排水工事
- ⑧ その他必要な工事

(3) 施設運営等について

料金徴収方法や入退出管理の提案や、ランニングコストを抑える提案を積極的に取り入れること。

5 予定契約（履行）期間

締結の日 から 令和7年3月21日まで

6 本プロポーザル担当部署

〒919-0692 福井県あわら市市姫三丁目1-1
あわら市役所 健康福祉部 子育て支援課
TEL：0776-73-8021
Email：kosodate@city.awara.lg.jp

7 選定方法

(1) 選定方式

本業務の選定は、公募型プロポーザル方式によるものとし、最優秀者及び優秀者を選出し、最優秀者と協議が整った場合は最優秀者、最優秀者と協議が整わない場合には優秀者を受注者として決定する。

(2) 事業者選定の日程

事業者選定の日程は以下のとおりとする。なお本市の都合により日程を変更する場合がある。

項 目	日 程
実施要領等の公告	令和6年10月4日(金)
実施要領等の配布	令和6年10月4日(金)～令和6年10月16日(水)
質問の受付期間	令和6年10月10日(木)～令和6年10月16日(水)
質問の回答期限	随時<最終回答：令和6年10月16日(水)
参加申込書提出期限	令和6年10月23日(水)
現場見学会	令和6年10月24日(木)
提案書の提出期限	令和6年11月13日(水)
提案プレゼンテーション	令和6年11月20日(水)
提案審査結果の公表	令和6年11月27日(水)

※ 詳細な時間等は以降に記載

8 参加資格要件

参加者は、次に掲げる事項をすべて満たしていることを要件とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所登録を受け、同法第2条第2項に規定する一級建築士の資格を有する者を本事業に配置することができること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者、又は民事再生法(平成11年法律第255号)の規定に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (4) 令和5・6年度あわら市入札参加資格者名簿に登録済であること、及び登録業種が「建築一般」を有すること。
- (5) 主たる事業所又は営業所の所在地が福井県内であること。
- (6) あわら市契約に係る指名停止措置要綱(平成16年3月1日制定)の規定による入札参加資格停止措置の期間中でない者であること。
- (7) 2019年以降に、延床面積400㎡以上の運動施設や商業施設等、又はそれらに類する施設の建築設計業務又は改修設計業務の実施実績を有すること。

9 参加手続き等

(1) プロポーザルに係る書類等の配布方法及び期日

① 配布方法

プロポーザルに係る書類等は、あわら市公式ホームページ(以下「市ホームページ」という。)から入手するものとする。

<https://www.city.awara.lg.jp/mokuteki/industry/industry01/industry0106/p014378.html>

② 配布期日

令和6年10月4日(金)～令和6年10月16日(水)

(2) 参加手続き

① 質問書の提出

プロポーザルの内容に関する質問がある場合は、質問書(様式7)を作成し、次のとおり提出すること。

ア 提出期間 令和6年10月10日(木)～令和6年10月16日(水)
午後1時まで

イ 提出方法 事務局へ電子メールにより提出すること。電子メールの表題には、「あわら市子どもの遊び場基本設計業務質問書」の文字を入力すること。また、質問書の提出後、事務局に電話にて受信確認をすること。

ウ 回答方法 受け付けた質問に対する回答は、随時、市ホームページに掲載(最終形表示は、令和6年10月16日(水)することとし、個別の回答は行わない。

② 参加申込書及び提案書の提出

参加申込者は、参加申込書及び提案書等を作成し、それぞれの期日までに、関係書類を添付し、次のとおり提出すること。

ア 参加申込書 令和6年10月23日(水) 午後5時まで
提出期限
・参加申込書(様式1)
・会社概要書(様式2)

- イ 提案書等提出期限
 - ・業務実績書（様式3）
 - ・様式3に添付する実績確認書類
 - ・業務実施体制調書（様式4）
 - ・様式4に添付する資格確認書類
 令和6年11月13日(水) 正午まで
 - ・提案書（様式5）
 - ・提案書（任意様式、A3版の場合片面印刷）
 - ※各エリア等の形状や色彩等が確認できるデザイン案（パース等）を2種類以上提出すること。
 - ※提案内容の概算工事費を明示すること。
 - ・業務参考見積書（様式6）
- ウ 提出方法

事務局へ持参又は郵送（提出期限までの必着）により提出すること。
- エ 提出部数

「様式1～4、6」及び「様式3、4の添付書類」等は各1部提出、「様式5」は、各10部提出すること。
 なお、提出書類のすべては、電子媒体（CD-R等）でも2部提出することとし、オンラインによる提出は不可とする。

③ 現場見学会の実施

- ア 実施予定日

令和6年10月24日(木) 10時～
- イ 申込方法

参加申込書（様式1）内にて
- ウ 参加人数

1社につき2名までとする。
- エ その他

見学の参加は任意だが、別日での内部見学は不可のため十分留意すること。
 参加者が過多となった場合は参加申込書の受付順で時間を設定する場合がある。

④ 選定委員会の実施

- ア 実施予定日

令和6年11月20日(水)
- イ 実施場所

令和6年11月15日(木)に電話、及びメールにて連絡する。
- ウ 参加人数

配置予定技術者を含め、3名以内とする。
- エ 実施方法

提案書等の内容についてプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。
- オ その他

プレゼンテーション及びヒアリングの順番は参加申込書の受付順とする。

⑤ 選定委員会結果の通知

- 選定委員会の結果は、審査の日から7日間以内を目途に結果を通知する。（通知方法は、郵送及び電子メールによる。）
 なお、審査結果についての異議申し立てはできない。
 また、最終の契約者については、市ホームページにて公表するものとする。

10 審査方法

(1) 提案の審査

- ① 選定委員会の選定委員は、「あわら市子どもの遊び場基本設計業務プロポーザル方式評価要領」に基づき、提出書類及びプレゼンテーション等により採点する。なお、参加者が4社を超える場合は、選定委員長及び事務局において、提案書等のみによる選

- 定（以下「一次審査」という。）を実施し、上位4社により審査を行う場合がある。
- ② 選定委員会は順位決定のため、各委員の採点を集計し、各提案の総得点を算出し、最も高かったものを最優秀者として、次に高かった者を優秀者とする。
 - ③ 総得点が同点の場合は、高い順位の票を多く得たものを上位者とし、高い順位の票が同数の場合には、選定委員会において合議の上、総合順位を決定するものとする。

(2) 評価項目（提案内容）

評価項目	評価内容
基本計画の理解度	・レイアウトは基本計画に見合った内容となっているか。
施設概要	・各機能の規模・各エリアの配置は適切か。 ・各機能、各エリアについて具体的提案があるか。 ・供用開始後の運用例などの具体的提案があるか。
独創性	・同伴者（保護者等）が子どもを連れ、再度訪れたいくなる内容か。 ・コンセプトが明確で魅力的か。 ・実現性の高いものか。
利用者・職員等への配慮	・利用する親子に配慮されているものか。 ・従事する職員等の業務効率性を考慮した内容か。 ・利用する親子の安全性に配慮されているか。
維持管理	・耐久性やメンテナンス性、修繕面において効率的か。
当業務価格	3点×{(最低提案価格)÷(当該事業者の提案価格)}

11 業務契約

(1) 契約の締結

最優秀者となった者は、受注者として業務契約に係る協議を本市と実施した上で、契約の締結を行う。なお、契約締結までの間に、市から入札参加資格の停止処分を受けるなど、参加資格要件を満たさないと認められた場合、優秀者を契約の交渉の相手方とする。

(2) 契約の枠組

- ① 契約当事者 あわら市（発注者）及び最優秀者（受注者）
- ② 契約時期 令和6年11月27日（予定）
- ③ 契約の概要 提案及び業務契約に係る協議内容に基づき締結するものである。
- ④ 契約金額 予算額の範囲内で、提案で提示された金額を原則とする。
- ⑤ 支払方法 あわら市契約事務規則のとおり

12 失格要件

次の要件の一つでも該当する場合は失格とする。

- (1) 指定する様式（以下「様式」という。）によらないほか、提出書類に関して次のいずれかに該当する場合
 - ① 提出方法、提出先及び提出期限に示す条件に適合しない場合
 - ② 様式及び記載上の留意事項に示す条件に適合しない場合
 - ③ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
 - ④ 許容された表現方法以外の表現方法を用いている場合
 - ⑤ 虚偽記載があるもの（契約締結後に事実関係が判明した場合においても同様。）
- (2) 評価委員会の委員及び事務局関係者に、直接、間接を問わずプロポーザルに関して不正な接触又は要求をした場合（本要領等に定める手続きに係る場合を除く。）
- (3) 評価の公平性に影響を与える行為があると委員会が認めた場合

13 その他

- (1) 参加者は本要領に定める諸条件に同意した上で、プロポーザルへの参加を表明すること。
- (2) プロポーザルに参加することにより生じる費用は、すべて参加者の負担とする。
- (3) プロポーザルにおいて本市に関連する情報を入手するための照会窓口は事務局のみとする。
- (4) 参加申込書提出以降に辞退する場合は、辞退届（様式8）を提出すること。
- (5) 参加希望者が個別に現地調査等を行う場合は、プライバシーに十分配慮し、施設及び利用者等に迷惑がかからないようにすること。当該現地調査等に起因するトラブルが発生した場合、その内容により失格とすることがある。
- (6) 提出書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨並びに日本国の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。
- (7) 提出期限日以降の資料の差し替え及び再提出は認めない。また、提出した書類に記載した配置予定の技術者は原則として変更できないものとし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を余儀なくされた場合、同等以上の技術者を配置し、本市の了解を得ること。
- (8) 提出書類において、他の文献を引用した場合は出典を明示すること。
- (9) 提出書類は、評価に必要な範囲において無償で複製することができるものとし、事業者を選定する以外の目的には、参加者に断りなく使用しないものとする。
- (10) 提出された提案書等は、その著作権は参加者に帰属するが、プロポーザル評価 後、公平性、透明性及び客観性を期するため公表することがある。
- (11) 提出された書類は返却しない。
- (12) 参加者は、プロポーザルに提出した書類等を雑誌、広報紙その他一般の閲覧に供する場合は、事務局の承諾を得ること。
- (13) 提案内容に含まれる特許権、意匠権、商標権その他法令に基づき保護されている権利等を使用した結果生じる責任は参加者が負う。
- (14) 本要領に規定されていない事項が発生した場合は、市と評価委員会が協議して決定する。

14 各様式一覧

様 式	
1	参加申込書
2	会社概要書
3	業務実績書
4	業務実施体制調書
5	提案書
6	提案価格内訳表
7	質問書
8	辞退届